

申告相談日程表

会場：研修センター 1、2 階 (市役所西側)
時間：8 時 30 分～15 時 (11 時 30 分～13 時は受け付けません)

対象地区	相談日	対象地区
早苗町	2月17日(月)	女岩区
中町	18日(火)	広沢区
大山	19日(水)	新谷区
	20日(木)	
高松地区	21日(金)	薄原区
	25日(火)	
佐倉一区	26日(水)	中原区
佐倉三区	27日(木)	
佐倉二区	28日(金)	白羽区
桜ヶ池	3月3日(月)	白浜区
比木地区	4日(火)	新神子区
	5日(水)	上岬区
	6日(木)	下岬区
朝比奈地区	7日(金)	大山区
	10日(月)	
新野地区	11日(火)	西側区
東町	12日(水)	
本町	13日(木)	
全地区	14日(金)	全地区
	17日(月)	

スマートフォンで事前予約もできます！

1. 入場整理券方式

会場受付時に時間帯を記した整理券を配布します。

2. 事前予約方式

右の二次元コードから予約できます。

※電話での受け付けはできません。



所得税の確定申告書は スマートフォン・パソコンで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば…

1. 税務署に向く必要なし！
2. 添付書類提出不要！
- ※一部書類を除く
3. 申告期間中24時間利用可能！
4. 早期還付！（3週間程度）

※申告にはマイナンバーカードが必要です。

◎作成した申告書の郵送先

〒430-8584
浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎
名古屋国税局業務センター浜松西分室(掛川税務署)

作成した申告書の提出箱の設置を中止します。ご自身で上記郵送先に提出ください。

スマートフォンでの申告をサポートします！

市職員がスマートフォンを用いた申告書の作成から電子提出までをお手伝いします。

対象 給与所得(収入)のみで、医療費控除などの確定申告書(還付申告)を提出予定の人

日時

2月4日(火) ①10時 ②13時

2月7日(金) ③10時 ④13時

場所 研修センター102会議室

申込方法 右の二次元コードでお申し込み

申込期限 1月23日(休) 各回先着10人

持ち物 申告に必要な書類(源泉徴収票、医療費控除の明細書等各種控除の証明書)、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバー暗証番号(利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)、署名用電子証明書パスワード(英数字6～16桁))

※事前にスマートフォンアプリ「マイナポータル」をインストールしてください。



掛川税務署からのお知らせ



※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

※駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関をご利用ください。

照会 掛川税務署 ☎0537②5141
※自動音声に従い、「2」を選択してください。

掛川税務署
確定申告会場のご案内

申告、納税期限

▼所得税、贈与税
令和7年
3月17日(月)まで

▼消費税、地方消費税
令和7年
3月31日(月)まで

確定申告会場への入場には
入場整理券が必要です

事前相談および確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布またはLINEアプリによる事前発行ができます。
※入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。



令和6年分



もうすぐ確定申告の時期です。皆さん、申告書作成に必要な書類の準備は整っていますか？
令和6年分の申告相談は、2月17日(月)から3月17日(月)(土・日・祝日を除く)までとなります。会場では申告書作成のお手伝いをします。必要書類が不足していると申告書が作成できない場合もありますので、必要書類をそろえてご来場ください。

照会 税務課 ☎0537②1114

確定申告が必要な人

- ▼営業や農業などの事業をしている人
- ▼地代家賃、保険満了などに係る一時金、その他の所得がある人
- ▼給与の支払いを2カ所以上から受けている人
- ▼報酬(外交員、ホステス、検針員など)の収入がある人
- ▼土地や建物を売って所得(譲渡所得)があった人
- ▼雑損控除や医療費控除を受ける人
- ▼年の途中で退職し、年末調整をしていない人など

年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除など)の適用を受ける場合、または公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合は、市県民税の申告が必要です。

次に該当する場合には掛川税務署の 確定申告会場をご利用ください。

- ▼営業や農業の事業所得、不動産所得がある人
- ▼公共事業以外の土地・建物の譲渡がある人
- ▼株式などの譲渡がある人
- ▼上場株式などの配当所得で申告分離課税を選択した人
- ▼青色申告の人
- ▼海外への仕送り証明を添付する必要がある人(国外扶養)
- ▼初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ▼雑損控除を申告する人(台風の被害などがあった人)
- ▼令和4年分以前の申告をする人
- ▼贈与税の申告をする人
- ▼消費税および地方消費税の申告をする人

申告手続きには「マイナンバーの記載」+「本人 確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

確定申告に必要な書類

- ☐ 給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書
※源泉徴収票がない場合は申告書を作成することができません。発行先で再発行のうえ持参してください。
- ☐ その他、個人年金や保険の満期などの収入がわかる証明書など
- ☐ 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書
※租税公課の固定資産税額は「固定資産税課税明細書」で確認してください。
- ☐ 国民健康保険税の支払金額が分かるもの(「令和6年分国民健康保険税納付額のお知らせ」)
※1月下旬に税務課から世帯主へ送付します。
- ☐ 社会保険料(国民年金保険料)控除など、各種控除の証明書
- ☐ 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」および加入保険先からの「医療費のお知らせ」通知
- ☐ 障害者控除を受ける人は障害者手帳など
- ☐ 還付申告をする人は振込先口座番号(申告者ご本人の名義)が分かるもの
- ☐ 個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード)
- ☐ 利用者識別番号の通知

